

令和2年11月6日（金）

於・特許庁庁舎 16階特別会議室＋WEB 会議室

産業構造審議会 知的財産分科会

第6回商標制度小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、糟谷長官挨拶	1
3、議 事	4
1. 商標政策の現状と今後の取組	4
2. 財務省関税局プレゼンテーション	9
3. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について	12
4. 国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定 of 謄本の送達方法 の見直しについて	29
5. 特許法改正論点の商標法への波及について	33
4、閉 会	35

開 会

○猪俣制度審議室長 それでは、少し早いですが、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第6回商標制度小委員会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

7月20日付で着任いたしました、事務局長を担当しております、特許庁制度審議室長の猪俣でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、本日の小委員会開催に当たっての、新型コロナウイルス感染症対策について御説明させていただきたいと思います。本日の小委員会は、一般傍聴者及びプレスの方はウェブでの傍聴に限って可能とした上で、会場には入口のアルコール消毒液による手指の殺菌消毒の実施、会場の窓や扉の開放による換気の実施等の対策を講じて、開催させていただきたいと思います。

また、本日は、一部の委員の方につきましては、スカイプによる参加となります。会議室とスカイプで参加されている方とはリアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

御発言いただく際ですが、マイクの卓上側のボタンを押して、マイクが赤く点灯しましたら、作動するようになっております。会議室にいらっしゃいます委員の皆様は、挙手いただきまして、指名されましたら、まずはボタンを押して御発言いただき、御発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただくようお願いいたします。

また、スカイプにて御出席の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。

議事の進行につきましては、田村委員長にお願いしたいと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。

今回新たに御就任された委員がいらっしゃいますので、まず事務局から委員の皆様の御紹介をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 今回新たに御就任された委員を御紹介いたします。その際、一言ずつ御挨拶を頂戴できますと幸いです。4名の方がおられます。

阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・江幡奈歩委員です。

○江幡委員 江幡でございます。本日はよろしくお願いいたします。前回特許庁にて、個人輸入の規制について検討した平成16年から17年にかけて、制度審議室で法制専門官として法改正の議論に裏方としてかかわった経験がございますので、今回こうして委員として御指名いただきました。少しでも議論の助けになるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 続きまして、東京地方裁判所判事・國分隆文委員です。

○國分委員 裁判官の國分でございます。私は今年の4月から、東京地裁民事第29部の裁判長として務めております。私はまだこの商標制度の改革について十分勉強が進んでいないのですけれども、可能な限り発言させていただいて議論に参加させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 上智大学法学部教授・駒田泰士委員です。

○駒田委員 上智大学法学部の駒田でございます。商標関係の委員会というのは私にとって、商標制度小委員会が初めてになるのですけれども、私も可能な限り発言するようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 最後に、株式会社アシックス知的財産部部長・齊藤浩二委員です。

○齊藤委員 アシックスの齊藤でございます。私はこのような会合は今回が初めてなので、いろいろと勉強させていただくところもあるとともに、少しでも皆様の建設的な意見を出せるように協力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

本日は、蘆立委員が御欠席で、井関委員、高崎委員、横山委員におかれましては、スカイプでの参加となっております。

糟谷長官挨拶

○田村委員長 続きまして、本日の議題に入る前に、特許庁の糟谷長官より御挨拶をいただきます。

○糟谷長官 特許庁長官の糟谷でございます。本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、今回新しく委員としてお引き受けくださいました皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

経済のグローバル化が進み、インターネットの普及による商品サービスの販売戦略の多

様化など、商標制度を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした状況に対応すべく、従来から随時商標制度の見直しを行ってきたところであります。昨年8月の第5回商標制度小委員会において御議論いただきました、店舗の外観・内装の商標制度による保護につきましては、商標法施行規則に所要の改正を行いまして、今年今年の4月から施行されました。お世話になりました委員の皆様方の御尽力に、改めて感謝を申し上げます。

他方で、昨年の商標制度委員会の開催から、今日に至るまでにさまざまな状況の変化がございました。特に、ユーザーの皆様のポストコロナ、ウィズコロナに備えたブランド戦略を支援する観点からも、商標制度の見直しを検討する必要があるのではないかと考えております。本日の議題にあります、模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性についてであります。これは従来からの問題ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、外出の機会が減少し、インターネット通販での売買が増加していることに伴って、模倣品被害拡大の懸念がより高まっているのではないかと考えているところでございます。

本日は限られた時間ではありますが、委員の先生方から忌憚のない御意見をいただき、御議論を頂戴できれば幸いです。よろしくお願い申し上げます。

○田村委員長 ありがとうございます。

続きまして、具体的な審議に先立ち、本委員会の議事の運営等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 まず、本日の委員会は、全委員数13名のうち、12名の委員の皆様に出席をいただいております。産業構造審議会運営規程第13条6項の全委員数の過半数の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の審議会におきまして、「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」のほか、資料1から資料6、参考資料1と2については、お手元のタブレットでご覧いただければと存じます。「タブレットの使い方」について、もしお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなどして合図いただければと思います。担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いします。

スカイプで御参加の方々には、事前にデータをお送りさせていただいております。

続きまして、議事の公開について、本小委員会では、新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びプレスの傍聴につきましては、ウェブ傍聴に限って可能とし、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願い

いたします。

議 事

1. 商標政策の現状と今後の取組

○田村委員長 それでは、議事に入ります。

「商標政策の現状と今後の取組」について、資料1をもとに、事務局から御説明いただき、その後、質疑に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いいたします。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。それでは、資料1をご覧ください。「商標政策の現状と今後の取組」について御説明します。

まずはスライドの3をご覧ください。商標出願件数の推移でございます。商標出願は年々右肩上がりが増加しておりまして、2019年の出願件数は約19万1000件となっております。2013年と比較すると約1.6倍になっております。

続きまして、スライドの4をご覧ください。産業分野別で見ますと、特にサービス分野の出願が伸びていることがグラフからご覧いただけると思います。

次にスライド5をご覧ください。どのような方からの出願が多いかということですが、これは商標出願の特徴の1つで、個人・中小企業による出願増が顕著でございます。2013年から比較すると、2019年は個人・中小企業からの出願が約1.9倍になっておりまして、国内出願の約7割が個人・中小企業による出願ということでございます。

次のスライドをご覧ください。商標出願が増加していると説明しましたが、外国人からの出願も増加しております。特に中国からの出願増加が顕著でございまして、直近5年間で約5倍に急増してございます。

次のスライドをご覧ください。商標出願は、日本だけではなく、世界的に出願増の傾向にございます。この表は日、米、欧、韓、中の5大特許庁ですが、どこも出願件数が増えていることがわかりいただけるかと思います。特に中国では、出願が急増してございます。

スライド8をご覧ください。出願件数の増加に伴って、商標の審査においても処理件数は増加傾向にあり、右肩上がりであることがわかりいただけるかと思います。2019年度の処理件数は、2015年と比較すると約1.2倍の処理を達成しております。

スライド9をご覧ください。処理件数は増加しておりますけれども、なかなか出願件数

の伸びには追いつかないところがございまして、審査期間は延伸傾向にございます。2019年の審査期間ですが、F A期間が平均で9.9月、T P期間、権利化までの期間が平均で10.9月となっております。しかし、これ以上審査期間は長くしてはならないと考えておりまして、今年度の目標としては、今の審査期間の現状維持、来年度からは審査期間を短縮に向けていくことを考えております。政府目標としては、2022年度末にF Aの審査期間を6.5月、権利化までの期間を8月という目標を定めて努力しているところでございます。

スライド11をご覧ください。出願が増えて処理期間が長くなっている中、どのような審査の処理促進策を講じているかを御説明したいと思っております。まず商標のファストトラック審査です。一定の要件を満たした指定商品・役務の審査負担の少ない出願については、審査期間にインセンティブをつけて、このような出願を増やし、審査全体の処理促進につなげることを目的としたファストトラック審査の運用を開始してございます。特に2020年2月からの出願を対象に、出願から約6カ月で審査するようなインセンティブをつけまして、このような出願を増やしていければと考えております。

スライド12をご覧ください。こちらは審査処理促進ということではございませんが、審査期間が長くなっている中、要望のある出願については適時の審査を提供するということとで、早期審査の制度も併せてやっているということでございます。

スライド13をご覧ください。処理の促進には、一番効果がある審査官の増員も欠かせないということで、今年度から任期を限った審査官、任期付職員（商標審査官補）を採用しております。任期付職員の方は、民間経験があり、専門知識やユーザーとしての実務経験を有する者ということで、今年度は10名を採用しております。来年に向けた採用活動も開始しておりまして、引き続き必要な人材の確保、審査体制の構築を図っていきたいと考えております。

スライド14をご覧ください。民間調査者の活用、いわゆるアウトソーシングも有効に活用して審査の効率化を図れないかと考えております。具体的には審査の下調べをアウトソーシングして、効率的に審査を進めていきたいということを考えております。

スライド15をご覧ください。いろいろな審査の効率化策を講じておりますが、商標課としても審査の効率化策を考えていきたいということで、今年の4月に商標の審査効率化のためのプロジェクトを立ち上げました。具体的には審査のプロセスについて、「審査の見える化」をし、外部有識者やユーザーの声を踏まえた効率化策の検討、特許庁内の業務改善をして効率化策を検討するというところでございます。具体的には、スライドの下の方に

書いてございますが、審査手法の見直し、ユーザーに対する支援策の実施、いろいろな審査ツールの開発等行って、審査の効率化を進めていきたいと考えております。

スライド 17 をご覧ください。平成 27 年 4 月から導入しました、新しいタイプの商標の統計となっております。新しいタイプの商標出願登録件数は年々増えているところでございます。

スライド 18 をご覧ください。平成 18 年に導入した地域団体商標制度の登録は 2020 年 9 月 1 日現在で 688 件ということで、増えております。

スライド 19 をご覧ください。まだまだ地域団体商標制度の普及を図っていききたいと考えております。左側は、「地域団体商標マーク」を策定して宣伝することで、さらなる制度の周知を図っていききたいと考えております。このマークは、使用届があれば地域団体商標権利者の方は使えるということで、今 191 団体の方々から使用届が提出されている現状でございます。

次に右側の②ですが、海外における地域ブランドの保護ということで、特許庁としてもいろいろな支援策を実施しているところでございます。地域ブランドの保護として、いろいろ支援策を実施しておりますが、近時の事例として、中国において、「宇治」や「今治」を含む商標が抜け駆け登録されましたけれども、公知の外国地名等の理由により取り消しが成立した事例がございます。

スライド 20 をご覧ください。こちらは昨年の商標小委員会で御議論いただきました、店舗の外観・内装の保護でございます。商標法の下で、店舗の外観・内装を、より適切に保護し、企業のブランディング活動を支援するため、立体商標の出願方法及び審査運用の見直しを行いました。こちらは令和 2 年 4 月 1 日以降になされた出願に適用しております。具体的には、店舗の外観・内装に係る立体商標について商標の詳細な説明の記載ができるようにしたとか、立体商標について点線による商標の記載をできるようにしたということでございます。

スライド 21 をご覧ください。商品・役務の分類に関する取り組みでございます。ユーザーの利便性向上のための取り組みを引き続き行っております。具体的には特許庁のホームページに、ここに記載してあるような情報を提供すること、また、電話、メール、面接による出願人からの相談に対応しているということでございます。

今後の取り組みとしては、ニース国際分類の改訂版の決定を踏まえて、新たな類似商品・役務審査基準について今後公表していくことと、引き続き特許庁のホームページにユーザ

一の方々の利便性向上を図るため、有益な情報を提供してまいりたいと考えております。

スライド 22 をご覧ください。国際協力ということで、商標 5 庁会合を開催しております。2020 年の年次会合は、先週の 10 月 26 日から 28 日の日程で開催されました。今年の年次会合は、コロナ感染症の影響がございまして、オンラインによる開催となりましたが、無事に開催されました。今 TM5 の中では、左側にある 16 のプロジェクトについて検討しておりますが、赤のアンダーラインが引いてある 3 つのプロジェクトは、J P O がリードしているプロジェクトでございます。

では、具体的に J P O のリードするプロジェクトはどのような活動をしているかというところで、スライド 23 をご覧ください。まず悪意の商標プロジェクトということで、これまで、このプロジェクトについては J P O がリードしながら、セミナーの開催であるとか報告書の公表、事例集の作成などを行ってまいりました。今後は、“マンガ”による悪意の商標出願対策の紹介など、よりユーザーへの普及啓発に役立つ資料の作成を考えております。また、TM5 の 5 庁だけではなくて、この悪意の商標出願への取り組みを、それ以外の官庁にも広げていければと考えております。

続きまして、②図形商標のイメージサーチプロジェクトでございます。これは TM5 各庁がイメージサーチを導入する際に参考となるような成果物の作成・共有を目的としておりました。今後は図形商標のイメージサーチだけではなくて、商標審査全般の I T システム、最新技術の取り組み、テレワーク等について、テーマを広げて情報交換を行っていく予定となっております。

③ TM5 ユーザー参画プロジェクトでございます。これは TM5 各庁と国際商標協会 (I N T A) とジョイント・ワークショップを開催するというプロジェクトになっております。今年の I N T A 年次総会、2020 年 11 月 18 日に、「店舗デザインの商標としての保護」をテーマとして、TM5 の 5 庁でワークショップを開催したいと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。これまでの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。特別会議室にいらっしゃいます委員の皆様は、御発言の際は、挙手いただくようお願いいたします。また、スカイプにて御出席の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただくよ

うお願いいたします。

本多委員お願いします。

○本多委員 弁理士の本多でございます。御説明いただきまして、ありがとうございます。
出願審査の促進について、お願いを申し上げます。

出願が急増している中、御庁としては大変な御努力をされて、審査促進を図っていらっしゃることは理解しております。代理人としても、可能な協力はできるだけさせていただきたいと思っております。望ましくはファストトラック、早期審査などを除いたF A平均8カ月を将来的には実現していただければと望んでおりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

高崎委員お願いいたします。

○高崎委員 エンジニアの高崎です。質問と、お願いが1つあります。

商標出願が、中小企業が1.9倍に伸びている、7割が占めているということですが、その中で電子出願の占める割合は何%ぐらいあるのかを知りたいのです。できるだけ弁理士さんを介さずに、自分たちで出願できればいいなと思っています。特許庁さんのほうで「かんたん願書作成」という電子出願のマニュアルから、12月下旬に、「さくっと書類作成」というのができると。今β版を公表しておられるようですが、我々としても、そのような電子出願を活用したいと思っていますので、今現状の中小企業の電子出願の活用状況及び、今後「さくっと書類作成」がどのように活用されることを望んでおられるか、お聞きしたいと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いします。

○高野商標課長 御質問ありがとうございます。商標出願全体における電子出願の割合というのは、8割ぐらいだったと思いますが、その中で特に中小企業が電子出願を使っている割合は、大変申し訳ございませんが、数字を持ち合わせておりませんので、後ほど調べた上で回答させていただきたいと考えております。

2つ目の質問については、我々も出願しやすいような環境、そして出願するだけでなく、商標出願に不慣れな中小企業や個人の方々が、最初から拒絶理由を有さない商標出願ができる方策のサポートができないかを考えておりますので、引き続き御意見を賜りなが

ら検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○高崎委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

2. 財務省関税局プレゼンテーション

○田村委員長 それでは、続きまして、「財務省関税局プレゼンテーション」について、資料2をもとに、財務省関税局より御説明をお願いいたします。

○石川財務省関税局知的財産調査室長 財務省関税局知的財産調査室長の石川でございます。財務省から、資料2を用いまして、「税関における知的財産侵害物品の水際取締り」について御説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。最初に、税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度について御説明します。関税法では、「輸出してはならない貨物」及び「輸入してはならない貨物」が定められておりまして、税関では、これらの貨物の密輸を阻止するための水際取締りを実施しております。

関税法に定める「輸入してはならない貨物」は、資料の右側に記載のとおり、麻薬等の不正薬物、けん銃等と並びまして、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を侵害する物品についても、「輸入してはならない貨物」とされております。

3ページをご覧ください。関税法における「輸入してはならない貨物」の考え方について御説明します。平成18年の関税・外国為替等審議会関税分科会の「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ座長とりまとめ」におきまして、知的財産侵害物品について、「輸入してはならない貨物」とするための3要件が示されております。

1つ目は、知的財産法により、関税法上の「輸入してはならない貨物」の輸入に係る罰則と同程度の罰則の適用をもって輸入行為が禁止されていること。2つ目は、知的財産侵害物品の輸入を禁止することは、国民の健康・安全、経済秩序の維持といった社会公共の利益の保護の観点から特に必要かつ重要であり、税関をして積極的に水際取締りを行わせ、その輸入禁止の実効を期すことについて国民的なコンセンサスがあると考えられること。

3つ目は、知的財産侵害物品が国内に流入することにより、社会公共の利益が著しく損なわれ、又はそのおそれがあると考えられること、とされております。

4 ページをご覧ください。水際取締りに関する手続について御説明します。上に記載しておりますとおり、関税法では、税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品に該当する貨物があると思料するときは、知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続を執らなければならない旨が定められておりまして、この手続を「認定手続」と呼んでおります。

また、下に記載しておりますとおり、関税法では、税関長は、知的財産侵害物品に該当する貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄することができる旨が定められておりまして、この没収は、認定手続を経た後でなければ、することとができないこととされております。

5 ページをご覧ください。知的財産侵害物品の認定手続の流れについて御説明します。右上に記載しておりますが、税関に対し、貨物については輸入申告、郵便物については郵便事業者から郵便物の提示がなされた後、税関による審査・検査が実施されますが、その際に知的財産を侵害する疑いのある貨物を発見した場合、権利者及び輸入者に対し、認定手続をとる旨、及び当該貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かについて、証拠・意見を提出することができる旨を通知します。その後、権利者及び輸入者から証拠・意見の提出を受け、知的財産侵害物品に該当するか否かを認定します。

また、左側に記載しておりますが、輸入差止申立てが受理された貨物の認定手続については、簡素化手続が設けられております。ただいま、簡素化手続の対象は輸入差止申立てが受理された貨物と御説明しましたが、輸入差止申立てとは、左下に記載しておりますとおり、知的財産の権利者は、自己の知的財産権を侵害すると認める貨物に関し、税関長に対し、当該貨物が輸入されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができるものでございます。税関では、この輸入差止申立てによって提出された識別ポイント等に基づいて、知的財産侵害物品の水際取締りを実施しております。

話を簡素化手続に戻しますと、簡素化手続を適用する場合は、認定手続をとる旨を通知する際、輸入者に対し、争う意思がある場合は、10 執務日以内にその旨を書面で提出すべき旨を通知します。輸入者が争う意思を示す場合は、通常の認定手続のプロセスに戻りますが、輸入者が争う意思を示さない場合は、権利者及び輸入者に対して、証拠や意見の提出の機会を与えることなく、直ちに税関が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定いたします。認定手続の結果、知的財産侵害物品に該当しない場合には、当該貨物の輸入が許可され、知的財産侵害物品に該当する場合は、先ほど御説明したとおり、当該貨物を没収

することができることになっております。

6 ページをご覧ください。輸入差止件数と輸入差止点数の推移を示したものでございます。まず、差止件数と差止点数について御説明しますと、差止件数は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告、または郵便物の数でございます。差止点数は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数になります。例えば、1 件の輸入申告または郵便物に 20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合には、1 件、20 点ということになります。折れ線グラフが件数、棒グラフが点数を示しておりますが、左上の囲み部分に記載したとおり、令和元年は 20 年前の平成 11 年と比較して、点数は横ばいとなっておりますが、件数は大きく増加しておりまして、輸入差止貨物が小口化している傾向が見られます。

7 ページをご覧ください。輸入差止件数について、例年変わらない特徴を示しております。知的財産別の件数は、商標権侵害物品が令和元年には構成比 96.3%と、前年に引き続き全体の大半を占めております。品目別の件数は、令和元年にはバッグ類、衣類、靴類が多くなっていますが、これは例年変わらない特徴でございます。輸送形態別の件数は、郵便物が令和元年は構成比 88.1%と大半を占めておりまして、これも例年と変わらない特徴となっております。

8 ページをご覧ください。近年、輸入差止貨物の小口化が進んでいる背景としては、越境電子商取引の進展が挙げられます。この図は、越境電子商取引による模倣品販売のイメージを示したものでございます。越境電子商取引の進展に伴い、インターネットでの注文により、中国等の模倣品業者から模倣品が直接個人に送付されてくる販売形態が増加しております。この形態での販売は主に小口の貨物となっております。バッグ類、衣類、靴類等の模倣品が個人宛てに直接送付されてきます。このような流通環境の変化により、個人使用目的での輸入が増加しております。

9 ページをご覧ください。先ほど御説明しました簡素化手続において、輸入者から「争う旨の申出」がなされた件数をグラフで示したものでございます。簡素化手続を導入した平成 19 年以降、認定手続開始件数の約 9 割は簡素化手続によるものでございまして、その大半は商標権に関するものです。簡素化手続における輸入者からの「争う旨の申出」は増加傾向にありまして、平成 29 年と平成 30 年には年 5000 件を超え、令和元年においても 4500 件を超える状況となっております。

また、「争う旨の申出」後に提出される輸入者からの意見書は、そのほとんどが個人使用

目的であるという主張となっております。個人使用目的による模倣品の輸入は、商標権等の侵害に該当しないとされていることから、認定手続の結果、模倣品が個人使用目的により輸入されるものであると認め、輸入を許可しているものが多くございます。

輸入者が、個人使用目的であることを主張するものの中には、個人使用目的で輸入されるものだけでなく、個人使用目的を仮装して輸入しようとするものもあることから、税関においては、個人使用目的を仮装して輸入される模倣品の取締りに努め、個人使用目的でないと認められる場合には、認定手続による差止めや犯則事件として処分しておりますが、個人使用目的を仮装した事実を明らかにすることは容易ではございません。このように近年は知的財産侵害疑義物品として認定手続を開始しても、差止めとならずに輸入許可となる貨物が増加しておりまして、模倣品の流入増加に対応するための対策が必要な状況となっております。

以上、税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて御説明させていただきました。

○田村委員長 ありがとうございます。

3. 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

○田村委員長 それでは、続きまして、「模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について」について、資料3を基に事務局より御説明いただきたいと思います。その後、質疑に移りたいと思います。

○猪俣制度審議室長 それでは、資料3をご覧ください。「模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について」でございます。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目をご覧ください。先ほどの財務省様から御説明いただいた資料と重複しますので、省略していきますけれども、近年は、差止件数は大きく増加しているのですが、差止点数は同程度ということで、侵害貨物は小口化の傾向にございます。

A-2の棒グラフをご覧ください。先ほどもありましたとおり商標権が圧倒的ではあるのですが、意匠権、特許権についても幾つか、数字は小さいですが、差止められているものもあるということでございます。

Bのグラフは、先ほどと似たグラフであります、上半期だけを取り出したもので、令

和2年度の数字も入っております。小口化の傾向は顕著になっているかと思います。

2ページ目をご覧ください。知的財産推進計画2020というところで、模倣品の個人使用目的について具体的な対応の方向性を検討することとされております。特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況など及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討することとされております。

3ページ目をご覧ください。内閣府で2年ごとに特別世論調査を行っているものがございました。平成16年のときは、模倣品等を「どんな理由でも購入すべきでない」との回答は36.9%、40%から、平成26年では52%と10年間で12%増加している状況でございます。

4ページ目をご覧ください。「商標」の定義と商標権侵害についておさらいをしております。商標法上、「商標」とは標章（マーク）のうち、業として商品を譲渡等する者（事業者）がその商品等について使用するものとなっております。事業者規制法となっております。事業者該当しない者（個人）は、「商標」ではなくいわゆるマーク、標章かと思います。

下のほうに書いております。事業者が行為主体となって、権原なく、登録「商標」を「使用」し、又は侵害とみなす行為とした場合には、商標権侵害となりますが、個人が行為主体となる場合は、「商標」の使用等に該当せず、商標権侵害とならないということで、例えば「使用」の一形態である標章を付した商品の「輸入」は、個人による場合、侵害とならないというのが現行でございます。

5ページ目をご覧ください。模倣品の越境取引の変化と商標権侵害でございます。従来ですと、模倣品の越境取引については、国内に事業者が存在して、これを介して模倣品の流通が進むということでございます。この場合は、国内の事業者が「輸入」する行為、あるいは国内の事業者が個人等に対して譲渡、引き渡しする行為について、を商標権侵害行為としておりました。

近年は、eコマースの発展、国際貨物の配送料金の低下等により、海外事業者が国内の個人に対して、直接模倣品を販売・送付するケースが急増しております。この場合、個人による「輸入」は、そもそも商標権侵害とならないということでございます。

こちらについても先ほど財務省様から説明がありましたが、認定手続きがございます。この過程の中で、模倣品の購入者（輸入者）が、個人使用を主張して商標権侵害該当性を争う場合があります。その場合、場合によっては税関では反証困難となりまして、模倣品の

流入を阻止できないケースがあるという状況でございます。

これらも先ほどありましたとおり、「争う旨の申出」がなされて、その大半は「個人使用主張」ということで、結果として、模倣品の流入増加に歯止めをかけることができていないということで、模倣品の越境取引の問題について、何らかの措置を講じるべきではないかということでございます。

過去、平成 16 年の商標制度小委員会で御議論がございました。国内の個人の行為に着目して、規制の検討が行われました。しかしながら、個人の行為を商標法で規制することについては、産業財産権法の制度趣旨や法体系（「業として」）増えの影響を踏まえて、慎重に検討すべきとの意見が多く、改正は見送られた状況でございます。

個人の行為については、商標法で規制することについては、引き続き慎重な検討が必要ではないかと思っております。

海外の状況を調べた結果について書いております。個人使用目的による模倣品の輸入は税関で差し止められるか。ハンドキャリー（携帯品）を除くということでございます。

アメリカについては、丸でございます。一定量以下のハンドキャリーを除きまして、個人使用目的のものは、模倣品は税関で差し止められると確認しております。

E Uについても、同様でございます。従来は、個人使用のための模倣品の輸入が商標権侵害に該当するか、税関で差し止められるか等について争いがありました。これは 2014 年、欧州連合司法裁判所の判決により、個人使用目的の輸入の事案について、E U域外の「販売業者」の行為について商標権侵害等が成立するものとして、税関の差止めの対象とすることを認めたということでございます。

この判決を踏まえて、当方で調べた範囲では、E U域外の事業者が模倣品をE U域内に宛てて送付した場合は、当該E U域外の事業者の行為を「輸入」等として商標権侵害が成立すると解釈し、税関差止めの対象とされていると聞いております。

日本については、先ほど申し上げたとおり、個人使用目的については、税関では差し止められる対象となっていないということで、今回、E Uのように、海外の事業者の行為に着目して規制を行うことはできないかということを考えております。

続きまして、10 ページ目でございます。現行の法律の解釈でどうなるかということについて、我々の調べた範囲をまとめております。海外事業者が国内の個人に模倣品を直接販売する行為が、現行商標法上の「譲渡」に該当して、商標権侵害が成立するのではないかという考え方もあるかと思えます。しかしながら、これは不使用取消審判の審決取消訴訟

ということで侵害事案ではありませんが、この裁判例によると、海外事業者による直接販売・発送行為は、国内における「譲渡」に該当しないということで、不使用と判断した例があるということでございます。

続きまして、11 スライド目をご覧ください。「輸入」とみなせないのかということです。

「輸入」については、商標法上では定義はございません。関税法と同様に解しますと、外国から到着した貨物を本邦に引き取る行為が、関税法では定義として「輸入」とみなされております。したがって、輸入の行為主体は、海外事業者からではなく、国内の者となるのが原則と考えられております。

他方で、過去に、また別の審決取消訴訟でございますが、国内の方が事業者の場合ですが、輸入行為をもって海外の事業者による「輸入」に該当すると判断した例が、下のようなものでございます。ただ、この裁判例を踏まえても、これは国内のほう事業者でありましたが、国内の送付先が個人である場合、あるいはこれは不使用の関係でしたが、侵害事案の場合に、同様の解釈がとれるかどうかは明らかになっていないと考えております。

そこで事務局で考えております、商標法改正の方向性でございます。海外事業者の行為に着目した規制ということでございます。おさらいしますと、近年の越境取引の変化、模倣品の流入増加を踏まえて、何らかの措置を講じるべきと考えます。過去の検討に照らし、個人の行為を商標法で規制することについては、商標法の制度趣旨や法体系全体に影響を与えるものであり、引き続き慎重な検討が必要であろうかと思います。

また、海外事業者の行為（国内の者に模倣品を直接販売・送付行為）について、現行商標法上、あるいは裁判例でも、商標権侵害に該当するか明らかでないという状況を踏まえて、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接発送する行為を、日本に持ち込まれた段階ですが、新たに商標権侵害と位置づけることで、「業として」を維持しながら、模倣品の流入に歯止めをかけたいということで、下のほうに簡単に絵をかいております。この赤囲みで書いている、海外におられる事業者の方が日本国内に持ち込んだ段階において、直接送付する行為を商標権侵害行為とすることによりまして、税関で取り締まることができるのではないかと考えております。

※印で書いてありますが、先ほど申し上げたとおり、現行で差しとめられているものは商標が大半ですが、特許、意匠でも存在することから、こうした問題はほかの産業財産権との関係でも生じることから、産業財産権四法の改正を検討しているということでございます。

最後のスライドは参考でございます。海外事業者の行為とインターネット上における商標の「使用」ということで、これはまた別の審決取消訴訟でございます。海外の事業者が、日本語で表記されたウェブサイト上に日本の登録商標を付すことについて、日本国内での使用に該当すると判断した例がございます。下に書いておりますが、模倣品の物理的移動を問題とする事例でなく、また侵害該当性を明らかにしたものではありませんけれども、日本国内の需要者を対象とする海外事業が行っている行為を問題とし得る点ということで、今回の検討の参考になるかと思い、参考として付させていただきました。

私の説明は以上になります。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、財務省関税局と事務局からの御説明に関して自由討議を行いたいと思います。これまでの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたら、お願いいたします。

本多委員よろしく申し上げます。

○本多委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。弁理士の本多でございます。私どもとしても、昨今の越境による模倣品等の取引が急増していることに鑑みまして、是非とも何とかしていただきたいという希望を多く承っております。海外事業者が模倣品を国内に流入される行為を商標権の直接侵害と位置づけること、「業として」を維持しながら侵害主体を海外事業者とすること、さらに四法横並びで改正されることを御検討いただけるということに、全面的に賛成させていただきたいと思っております。

ただ、御説明いただきました海外事業者が発送する行為を侵害と見ることになると、属地主義の関係で法の適用というものが可能なかどうか、そういったところで用語などを選ぶ必要があるのではないかと、につき懸念しておりますので、その点について御教示いただければ幸いです。

○田村委員長 ありがとうございます。

今の点に関して何かございますでしょうか。

○猪俣制度審議室長 今回侵害行為と位置づけるのは、日本の需要者に向けて行っていることが明らかな行為であり、また、日本の領域内に入った段階、国内で行われているもの、日本国内に入ったものを捉えて規制対象とするものでありますので、属地主義との関係でも問題にならないのかなと我々としては考えております。

○田村委員長 ありがとうございます。

本多委員よろしく申し上げます。

○本多委員 そういったことが規定の文言上に、明らかになるような文言を御使用になる予定と理解してよろしいでしょうか。

○猪俣制度審議室長 具体的な条文については、今後法制局ともよく相談しながら検討していきたいと思いますけれども、我々としては、日本国内に入った時点においてなるように考えたいと思っております。

○本多委員 ありがとうございます。

○田村委員長 最後に御紹介していただいた 13 ページにもありますように、インターネットの事例で、にわかには直接適用される話ではありませんが、WIPOの勧告等でも、海外のサーバーであっても、そこから発信されているようなものであっても、それが日本向けであることが明らかなような場合があります。円建てでやっているとか、日本語のサイトであるとか、さまざまな事情があったときには、日本法を適用して構わないという発想があります。一般的に属地主義というのは、そういうふうに柔軟にできるものと私などは考えておりますけれども、もしよろしければ御専門の方がいらっしゃるので、よろしく願いいたします。

○駒田委員 私はこの会議に先立って特許庁から説明を受けたときに、本件のような小口の発送がされた場合も、日本の商標法を域外適用していいのだという意見の持ち主ですと自己紹介しました。なぜかという日本商標法も、国際私法を介して適用されるはずで、その国際私法は準拠法を選択するに当たって連結点を使うわけです。その連結点は、私の場合は最終需要地だと考えておまして、日本が最終需要地になるのだから日本法を適用してもいいのだと。譲渡しているということで日本法上、商標権侵害行為をやっていると評価してもいいのだということを、私は考えていますと申し上げました。

ただ、私の考え方を明確に採用してくださっている裁判例は見当たらない状況で、むしろ不使用審判の関係で、外国で発送した場合は、日本法上譲渡しているとは言えないということを行った裁判例があるというお話です。海外でも私の考え方をダイレクトに採用しているような裁判例も、どうもすぐには見つかりそうもないし、御案内のように属地主義というものをはっきりと打ち出した特許のほうのカードリーダー事件最高裁判決もあることです。事態が急を要しているのだとしたら、このような法改正も必要かなと思います。属地主義に割と配慮したような法改正をされるように聞いておりますので、事態が急を要しているのであれば、それも必要かなと考えました。法改正で属地主義自体を否定しようと思ったら、法の適用に関する通則法のほうでやるべきかな、と思います。

○田村委員長 ありがとうございます。駒田先生が少数だとおっしゃったのは、海外で行われる行為自体に対してまで日本の商標法を適用する可能性に関しての御意見です。実は駒田先生と私はこの問題に関して、いち早くその考え方を日本で出した二人でありまして、少々偏った意見を持つ二人なのです。ただ、我々も今御説明があったそこまでの改正ではなくて、より周りの意見を反映して、日本に入るところで規制しようというものだという御説明でありましたので、我々みたいな過激な説をとらなくても、大丈夫だろうということとです。

○駒田委員 確かに工業所有権では過激に見えるのかもしれませんが、著作権法の世界では、日本の著作権法上送信可能化と言われているような行為は、どう見ても日本で起こっていないという場合でも、普通に日本の著作権法を適用している裁判例は少なくありません。だから、考え方次第なのです。少し考え方を変えれば、私のような見解も成り立つとは思うのです。ただ、最高裁のカードリーダーの判決も、どのようにこれを解釈したらいいのかよくわからないとか、いろいろな見解がございます。実務のほうでも明確な指針が欲しいということでしたら、このような法改正もありかなと考えている次第でございます。

以上です。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。

島並委員お願いします。

○島並委員 それでは逆の立場から、あえてということでもありませんが、2点教えていただきたいと思います。侵害の対象となるのはあくまで「行為」ですけれども、さまざまな行為のうち、どれを捉えて侵害とお考えなのか。つまり海外での発送なのか、通関なのか、国内での受領なのか、ということを教えていただきたいのが1点です。

それから、行政的に通関だけを止めればいいのか、それとも海外の事業者に対して、損害賠償請求等の民事的な責任を負わせることもお考えなのかどうか、この2つです。

以上、要件と効果と両方とそれぞれ1つずつということですが、教えていただければと思います。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

○猪俣制度審議室長 直接送付されて日本に入るという段階なのかと思いますので、そのような意味では海外から発送したというよりは、日本に直接持ち込む、日本に到着した段

階と我々としては思っていて、そのような意味では通関なのかなと思っております。実際にこれは侵害対象にすれば、２点目は罰則の対象になり得ると思うのですが、ただ、それ自身は属地主義との観点で、海外に事業者が在住しているという意味では、その罰則をかけることは難しい点はあるかと思いますが、没収はできるのかなと思っております。

○島並委員 刑事罰は難しいが行政的な没収は可能ということですが、民事的な責任について、海外の事業者に対して負わせることはお考えでないということですね。

○猪俣制度審議室長 侵害行為になるので、かかるということです。

○島並委員 かかりますか。そうすると通関の主体が誰なのかが、最後は詰めるべき問題として残るかと思います。既に御説明あったとおり、所有権が海外で移転している場合は、日本国内にいる輸入者が通関の主体だというのが商標だけでなく特許においても一般的な考え方かと思うので、そうすると、輸入を海外で「させる」とか、やや技巧的な文言で、輸入者を幫助するような海外行為を商標の「使用」として新たに創設しないと、責任を負わせることは難しいのではないかという気がしております。

なお、先月、東京地裁の判決がございまして、海外での特許製品の譲渡は適法であるが、その日本国内における申し出が「譲渡の申出」にあたり特許権侵害が認められるという例が出ております。それがそのまま商標権に当てはまるかどうかは、なお要検討ですけれども、海外における発送を直接侵害と捉えるのはやはり難しく、通関させる、輸入させるという点を侵害と捉えると同時に、当該物品を税関での没収の対象ということにするのが、座りがいいのかなと感じております。

以上です。

○猪俣制度審議室長 ありがとうございます。御紹介いただきました特許の判決もまだ明らかになっていないみたいなので、また入手次第よく勉強していきたいと思います。

○田村委員長 島並委員、確認ですけれども、裁判例は法律がない状態での判断だということになると思いますが、法改正の限界としても、同じようなあたりにおさめたほうがよろしいという御意見になりますか。

○島並委員 そこが駒田さんの先ほどの説明とは違うのですが、やはり属地主義との関係では、特許であれば実施、商標であれば使用という侵害行為はあくまで国内で行われるべきであり、「譲渡の申出」における譲渡のような侵害前提行為についてのみ海外での行為も含むかが問題となり得ると考えています。

○田村委員長 駒田委員よろしく願いいたします。

○駒田委員 島並先生がおっしゃっている裁判例はまだ見てないのですけれども、譲渡の申し出行為というのは、どのような行為がそこでは問題とな**っ**ていますか。

○島並委員 宣伝・広告といった事業活動です。

○駒田委員 ウェブサイトを使ってでしょうか。

○島並委員 恐らく、顧客のところを回って、購入を促すという行為もやっていたのだらうと思います。

○駒田委員 まさに譲渡の申し出行為は、日本国内で行われているということでしょうか。

○島並委員 そうです。ただ、その前提となる譲渡が外国で行われたにもかかわらず特許権侵害を認めたのが先の東京地裁判決です。ただ、私自身は反対の見解を持っておりますし、今控訴されていますので、その点はまだどうなるかわかりません。

○駒田委員 その譲渡の申し出が日本で行われても、譲渡まで日本で行われないと、属地主義との関係で侵害責任を問えないのではないという問題意識ですか。

○島並委員 私はそう思っていますが、これについて既に論文を書かれた横山先生はそうではなく、争いがあるところです。

○駒田委員 私もそうなのですが、そこは別にセットでなくてもいいと思っているのです。

○島並委員 私は特許法2条3項1号という号数まで同じ、しかも定義規定として置かれた条文の中で、「譲渡等」という2つの言葉が、片方だけが国外行為も含むという解釈は、難しいと考えています。立法政策として、海外譲渡の国内申出を侵害とする制度を設けることは背理でないと思いますが、それは明示的な立法の手当が必要であり、少なくとも現行法上は難しいのではないのでしょうか。研究会のようになりすみません。

○田村委員長 ちょうど今両極から御意見がある中、特許庁のお考えはおそらく中庸を捉えているのではないかと思います。もしよろしければ横山委員、お話はありますか。

○横山委員 少々音声聞き取りづらいのですが。

○田村委員長 声が少々聞こえづらいようですが、今はいかがでしょうか。

○横山委員 質問の内容がとりづらいのですけれども。

○田村委員長 横山委員のお考えを言っていただければ、それで結構です。

○横山委員 従来は、行為が日本で行われているかどうかで侵害の成否が決まっていたと思います。輸出や輸入についても、日本で行われる行為であることを前提に商標権の効力の及ぶ使用行為と整理されていたと思います。今回問題となっている海外からの輸出行為

は、それが日本の市場をターゲットにしている場合でも、行為自体は海外で行われているわけですから、商標権の効力を及ぼすのであれば、立法で明確にルールを規定しておいたほうがいいと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。特許庁のお立場を支持していただいているような気がいたします。

江幡委員お願いいたします。

○江幡委員 高尚な議論を妨げるようなことになって恐縮ですが、平成 16 年にこの問題を検討した際、先ほど御紹介のあったとおり、「業として」という要件をどうしてもクリアできないということで、御存じないかもしれませんが、代わりに特許庁で事例集を出しました。その中でも外国のサーバーを使って、日本向けに日本語で広告・宣伝をする行為は商標権侵害に当たり得るということを、当時は書かせていただきました。御紹介まででございます。

それから、方向性としては、私も何かしなければいけないというニーズを実務で感じておりますので、何らかの対処ができればいいと思っております。一番難しいのは、それをどのように条文に書くのかという、まさに起草のところかと思えます。そこは特許庁にお任せしますが、産業財産権法四法に影響するところであり、さまざまな意見を聞いて納得できる条文を作るのが一番大変であろうと思えます。

それから、資料 2 に基づく財務省の石川様のプレゼンについて質問が 3 点ほどございます。1 つ目は、スライドの 3 頁になります。「関税法 69 条の 11 における『輸入してはならない貨物』の考え方」というところに、輸入行為が知的財産権法上罰則で禁じられていることが要件となると読める記載がございました。そうすると今回の特許庁で考えていることとの関係で、その輸入行為が罰則で禁じられていることという考え方がどこまで厳格なものなのかというところが 1 つ気になりました。輸入自体が禁止というとな誰が輸入しているのかという、先ほどの議論になろうかと思えます。

2 つ目ですが、先ほど認定手続の簡素化手続の場合に、輸入者から個人使用目的だという意見が述べられるというご説明でしたが、仮に意見で虚偽を述べた場合、すなわち個人使用目的でないのに個人使用目的だと言ったときに、何か罰則等の適用があるのかどうかをお聞きしたいと思っております。質問の理由は、仮に海外の事業者の行為を規定する形にしたとしても、実際に小包の表紙に書かれているのは、例えば、ベトナムとか中国在住の個人名のようなものが表記されているだけで、これを見ただけでは事業者かどうかわか

らないだろうと思われるからです。現状もそうですし、恐らく今後もそうなる可能性があって、何か実務的な対応は当然必要だろうと思われます。

例えば意見書の中で、どのような経緯で商品を購入したのかを書かせるとか、某ECサイトで買ったということを書かせれば、それが発端となって輸入されているということがわかるので、「業として」という認定を税関においてすることもできるでしょうけれども、それがないと小包に貼られた書類を見ただけではわからないのではないかというのが懸念点です。

3点目は個人輸入を仮装しているようなケースもあって、何か取り組み、対処されているということですが、それは何かデータベースのようなもので情報を構築しているのか、海外の事業者が業としてやっているけれども、個人を仮装して小包を送っているような場合に、どう対処できるのかというところが気になっております。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

質問は幾つか分かれていまして、罰則を誰に科すのかという問題、あるいは仮装の場合の取り組みの問題がございました。おそらく事務局あるいは財務省関税局の両方からもお答えの可能性があると思いますが、まずは財務省からお願いいたします。

○石川財務省関税局知的財産調査室長 財務省でございます。1点目の、資料2の3ページの①の輸入行為のお話でございますが、特許庁さんのほうで商標法においてどのような形で規定されるか、未定と承知しておりますが、例えば、今回特許庁さんで検討されております、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接発送する行為というものを、何らかの形で輸入に含まれるような概念として新たに規定されるような形ですと、3ページの取りまとめの考え方と整合できるようになるのではないかと考えております。

2点目は、現在の制度において、個人使用について虚偽ということがあった場合に、罰則はあるのかということでございますが、それは虚偽の内容によって、また、どの程度悪質かによりケースバイケースのところはございますが、悪質性が高かったり、量が多かったりということがあった場合、「輸入してはならない貨物」の輸入については罰則の適用もございますので、個人使用目的と言っていたけれども、それは虚偽であることがわかった場合に、実際に罰則を科しているケースはございます。

3点目は、仮装について税関でどのように確認や調査をしているかでございます。現在、認定手続において権利者の方、輸入者の方から意見書を提出していただいて、その内容も

踏まえて侵害か否かを判断しております。その中で個人使用目的を主張する輸入者には、個人を仮装した事業者が紛れ込んでいる場合もありますので、そうした事業者による輸入を差し止めるために、可能な限り過去の通関実績や国内の販売の事実があるかなどの確認に努めているところでございますが、一部個人使用目的ではないことを税関側で確認ができずに、通関せざるを得ないケースがあるのが実態でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○田村委員長 事務局からどうぞお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 商標法上は個人が対象になっておりませんが、事業反復行為であれば、事業性が認められる場合には、そのようなことがあり得ると思います。海外の事業者の場合であれば、海外の個人なのか事業者、これも結局税関の方々にエンフォースメントをやっていただくことになると思います。受け取る側も事業者なのか、事業者であれば現行は規制になっておりますが、個人を仮装して何回もやっている場合は、そこはエンフォースメントで取り締まっていくことになろうかと思えます。

○田村委員長 よろしいでしょうか。江幡委員どうぞよろしくお願いいたします。

○江幡委員 実務、多分今後どのように運用をするかという話だと思いますけれども、なるべくその事業性が明らかになる証拠が示されるように運用できれば実効性が高まるのかなと思います。

○田村委員長 先ほど財務省さんからの御説明で、資料2の3ページの輸入について、ワーキンググループの座長のとりまとめのことは、もちろん今回の問題を考えてのことではないのですが、この考え方下でも、今回こちらのほうに位置づける特許庁さんのほうで海外の発送が罰則に係るということであれば、類推なのか拡張解釈なのかわかりませんが、この座長のとりまとめの趣旨が適用されるだろうという御説明でした。それでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

林委員お願いいたします。

○林委員 御説明ありがとうございます。先ほどお話があったように2004年、平成16年の知財戦略本部での知財推進計画でも、この模倣品の個人輸入の取り締まり強化が掲げられておりました。その後も、先ほど財務省から御紹介があったように議論があり、そのときは業要件がネックになって、啓蒙活動を行うとか、江幡先生が御紹介になった事例集を

出すとか、そういう対応で 2020 年まで来ている状況であります。

この間、2006 年、平成 18 年から、先ほど財務省から御紹介のあったような税関における水際差止めの認定手続が導入されて、これはかなり運用も定着し効果も上がっており、各国と比べても非常によい運用になっていると思うのです。しかしながら、先ほど御紹介があったような特に新型コロナ禍で、E C 取引ネット利用によって小口の郵便による商標権侵害の越境取引が、9 割 9 分という状況になっている。こういった立法事実を考えますと、確かに業要件そのものを正面から変えるのは難しいのかもしれませんが、先ほど税関からお話があったように、輸入に含まれるような概念として新たに規定されるような形にすると、越境取引を侵害者は外国と言わずに業要件は残しつつ、海外事業者から商標権侵害品の送付を受ける行為は、受け取り手が個人であっても、商標法上の侵害行為である使用の一形態である輸入に含まれるというような手直しをすることは、これまでの経緯や重大な立法事実を考えると、そこは一步踏み出す時期ではないかと考えております。その点で文言をいろいろ調整することは必要なのですが、そのような捉え方をすれば、先ほど議論のあったような難しい技巧的な解釈をしなくても済むのではないかと考えます。

以上です。

○猪俣制度審議室長 我々としても属地主義の議論がございますが、法制局とこれから議論していくことになりますが、海外の事業者が発送する行為を、日本に入ってきた段階で押さえていくという法改正は、法制局とも議論しながら、その概念をうまく定義づけて何とか正しい条文ができるように頑張っていきたいと思っております。

○林委員 私が今申し上げたのは、発送をとらえるのではない方法もあるのではないかと、いう御提案をしたところです。

○田村委員長 この会は非常に歴史的な方々がそろっていらっしゃいます。私も 2004 年当時からおります。また、長年、今の林先生の御発言の商標の定義の見直しを含めた抜本的な御提案、御検討に結びつけようというお話、ごもっともなところがあります。それはそれでまた大きな話ではありますので、承って検討するということではいかがでしょうか。狙いとするところは同じで、あとはどのような改正をするかということであるかと思います。

駒田委員お待たせしました。

○駒田委員 その税関を通すところからの行為を送送者の行為とし、それを日本の特許法で把握するという方向性で議論していると思うのです。その行為を輸入に含めるという提

案が聞かれましたけれども、島並先生は、譲渡等の申し入れと言ったら、その譲渡も日本で行われていないと、日本法上侵害と評価できないとおっしゃったのですが、そのような考え方をする先生にも配慮して、譲渡等の申し入れと言ったときに、譲渡等に新しい輸入の概念を含めれば多分その問題も解決するような気もするのですが、いかがでしょうか。

○島並委員 それで侵害として差止めの対象になるのは申し出行為ですね。だから通関行為そのものを禁止するなら、輸入なり譲渡なりという物の流通にかかる行為を違法と位置づける必要があるのではないのでしょうか。

○駒田委員 使用概念を拡大してとらまえた上で、さらに新しい概念の輸入を申し出ている行為というのも、これで問題なく商標法上侵害と言えるのではないかという。

○田村委員長 いろいろと新しいアイデアも出てきているようではございますけれども、基本的には狙いとするところは同じだと思います。法技術的な問題もありますので、御提案があったということで検討させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。

齊藤委員お願いします。

○齊藤委員 せっかくですので、この産業界というか、被害者側から幾つかコメントさせていただきたいと思います。今回このような形で立法化されることに対して、我々商品をつくっているメーカーの立場としては非常に歓迎しております。このような形でなぜとめられていなかったのかというのは、私自身も非常に疑問でありました。

その中で質問ですが、今回、欧州での判例を1つの事例として挙げて今回検討されているのですが、例えば中国とかロシアとかほかの国で、同じように商標法上の侵害行為とみなしていることをしている国は具体的にあるのかという質問が1点あります。

○猪俣制度審議室長 我々はまだ調べ切れておらず、今は欧米のみを調べた段階で、ほかの国で探してより参考になるものがありましたら、また御報告したいと思います。現時点ではまだわかっておりません。

○齊藤委員 というのは国際上も、どの国でも同じような解釈でそういうことができるという感じで捉えているほうが、ユーザー側からは非常にユーザーフレンドリーなのかなという気はしていました。

今回このような形のものが立法化されることについて、我々として一番期待したいのは、それをいかに国民に知らしめていくのかというところが重要なポイントになると思っております。国民全体がそのような行為は侵害行為だから輸入できなくなるよ、購入できなく

なるよというシグナルを何らかの形で流していかないことには、国民がそのような商品を探している実態が世の中にありますので、そこをとめるのは難しくなるのではないかと。小口化しているところも抑制できないのではないかとということが気になりました。もちろん海外事業者に対して、盛んに文言で今議論がありましたが、いわゆる輸入させる行為が侵害行為に当たるというのであれば、海外事業者に対しても知らしめるような機会をうまく導入していただければと思っております。

それと並行して、我々も模倣品を意図的に購入して、その流通経路、模倣品の品質、商品を検査する行為、我々はトラップパーチェスと言う場合もあるのですが、そのようなこともいたします。そのようなときに、その商品がとめられてしまって非常に面倒な手続を通さないと手元に届かないことになるのも困りますので、そのあたりも何かうまい方法を考えていただきたいという気がしました。

○猪俣制度審議室長 国内外の周知については、財務省様ともよく相談しながら進めたいと思っております。

トラップパーチェスについては、エンフォースメントの関係かと思いますので、財務省さんはいかがでしょうか。

○石川財務省関税局知的財産調査室長 ご質問の趣旨をもう一度お話ししていただいてよろしいでしょうか。

○齊藤委員 オンラインで模倣品が出回っているということを聞いたとき、そういう情報が入ったとき、我々が意図的に消費者を装って模倣品を購入して、その流通経路を探るため、要は送り主がどうなっているのか、輸出者、海外で輸出行為を行っている人は誰なのか、国内でそれを請け負っている業者は誰なのか、そのようなところをトレースする作業を時々します。そのときに今回の商品が有無を言わずに、この立法化されたルールで商標権侵害ということで没収されて、とめられてしまうのも困るということがあったので、何かうまい方法があるのかなと思いました。

○石川財務省関税局知的財産調査室長 今回新しい制度を導入された場合においても、認定手続はこれまでと同じようにとっていくことになります。その中で御意見を権利者の方々にこれまでと同様にお伺いすることになりますので、その中で今お話があったようなこともお伺いしながら、侵害認定等を進めていくことになるかと思います。

○齊藤委員 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

○田村委員長 税関での手続的なことはこれから詰めるのでしようけれども、少なくとも

商標権侵害だという位置づけですから、権利者が許諾していれば侵害にならないということになります。今の例は、トラップパーチェスは権利者の御承諾のもとでなさっているということであれば、特許庁さんの改正提案では、それを妨げるものではないと理解していますが、よろしいでしょうか。

○齊藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○田村委員長 ほかいかがでしょうか。本多委員どうぞよろしくお願いいたします。

○本多委員 財務省の方がいらっしゃっておりますので、お尋ねいたします。気が早いお話でございますが、侵害と疑われる方に対する手続保障と簡易迅速な手続の要請というのが、海外事業者が対象となる場合に難しくなってくると思われましますので、そこは両方のバランスをとられた制度設計をお考えになっているのでしょうか。

○石川財務省関税局知的財産調査室長 具体的な運用については、検討を始めてそれほど時間が経っておりませんので、まだそこまで詰めて考えていないのですけれども、ただいまお話があったことも踏まえまして、今後どのように運用していくか検討してまいりたいと思います。

○田村委員長 ほかいかがでしょう。

よろしければ、商標の定義の見直しにつながるお話とか、実施、使用の定義の見直しにつながるお話とかいろいろアイデアもございましたけれども、基本的には内容の方向性としては、海外の事業者の日本に向ける発送行為を今回侵害していくという方向性については、皆さん反対がなかったものと理解しております。細かなところも含めてこれから御検討をお願いしたいと思います。

大向委員お願いします。

○大向委員 大向です。私としても、今回の模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性に関する検討については、今までの侵害品の輸入業務に係る問題意識から、方向性に賛成であります。先ほど属地主義のお話などいろいろ出ており、そこは先生方のお話のとおりで、私から付け加えるようなお話ではないのですが、配付資料で御紹介いただいている判決（東京高判平成15年7月14日（平成14年（行ケ）第346号））でも、属地主義の観点に関して触れられた上で、海外事業者からの行為について、外国法人による使用として法的効果を認めるのが相当であるという判示がなされておりますのを拝見しているところです。御説明にもあったように、この判決は不使用取り消しの場面に関する事案であり、侵害の有無での場面において必然的に同じように判断されるものではない、と思う

ところでございますけれども、権利者が権利を維持するという場面での使用行為として、少なくとも属地主義の点も踏まえながら、外国法人による使用行為を認められている点は参考になるものと拝見いたしました。

もう1点は感想的なものですが、江幡委員が御指摘されていた、今後海外事業者の行為が侵害行為とされていく場合に関して、税関の手続の中で個人名義での発送が増えるのではないかと感じました。商標の模倣品の対策などを行っている中でも、簡素化手続は大変有効になっていると思うのですが、それでも関税局様からの個人使用主張のお話にあったとおり、争う旨の申出は多く、権利者側からするとその対応に手間が増えるようなところだと思います。この点は、より機能的に制度が運用できれば日本国内のマーケットが保護されるのではないかと考えております。先ほど個人使用主張に関して、その方法として意見書でその購入経緯等を書いていただくなどのお考えもありましたが、逆に権利者の説明文書の対応等が大変になると、結構やりとりが増えることもあり得るように思いました。特許権にかかる侵害品の輸入の場合でも、個人使用目的の商品である旨の説明が出てくる場合が経験上ございますので、個人使用目的の主張への対応等の課題解決というのは重要であろうと考えております。

○石川財務省関税局知的財産調査室長　ありがとうございます。関税法の本件の商標法等の改正を受けた具体的な改正内容については、現在検討中でございますが、商標権侵害に該当するか否かを決定する税関の認定手続におきまして、今回特許庁さんで検討されている、海外から日本国内の者に模倣品を直接発送する差出人が、事業者に該当するか否かということを税関で判別することになるかと思えます。ただ、その判別は実務上なかなか困難な場合もあり得るかと思えます。例えば、取引の当事者である輸入者に立証していただくとか、模倣品を発送する者が事業者に該当するか否か、税関で判別することが可能となるような何らかの制度改正を行うことを現在検討しているところでございます。

○大向委員　ありがとうございます。

○田村委員長　ほかにいかがでしょうか。

國分委員どうぞよろしくお願いいたします。

○國分委員　東京地裁の國分です。裁判所として関心があった点について島並先生から御質問いただきました。侵害訴訟にどのように影響するのかというところは裁判所としては非常に関心があったところです。先ほど紹介いただいた東京地裁の判決は、海外での譲渡行為を侵害としたわけではないので、今回、海外からの輸入で日本に来たところをとらえ

るということになると、かなり踏み込んだ話になり、これまでの枠組みとは大きく変わると考えております。実際に法を解釈・適用する立場としては、かなり明確な定義をすることか、あるいは適用範囲が不当に拡大しないような配慮をしていただいて、立法いただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○田村委員長 貴重な御意見ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件については以上としたいと思います。

4. 国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定の謄本の送達方法の見直しについて

○田村委員長 それでは、続きまして、「国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定の謄本の送達方法の見直しについて」について、資料4をもとに事務局より御説明いただきたいと思います。その後、質疑に移りたく思います。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。それでは資料4をご覧ください。国際商標登録出願、いわゆるマドプロ出願の手続について、2つの議題を御議論いただきたいと思います。

スライドの1をご覧ください。現行制度の概要でございます。まず手数料の納付方法でございます。マドリッド協定議定書に基づいて指定国が定める出願料を納付する際、指定国は一括納付又は二段階納付のいずれかを選択可能となっております。マドリッド協定議定書の中では、手数料ということで日本の商標法のような出願料金、登録料金という概念はございませんが、手数料という1つの概念の中で、一括納付と二段階納付が選択できるという制度となっております。その中で日本は現在、二段階納付の制度を採用しているということでございます。

続きまして、2点目、登録査定の謄本の送達方法でございます。いわゆるマドプロ出願について、登録をすべきという審査結果が出た場合は、日本の商標法はマドプロ出願を商標登録出願とみなすという規定になっていることから、まずは登録査定の謄本を国内法に基づき、J P Oから出願人に国際郵便で直接送付しております。もし、国内に代理人がいる場合は、この登録査定の謄本は国内の代理人に郵送しております。

続きまして、②でございます。一方でマドリッド協定議定書の規定に基づいて、J P O

からW I P O国際事務局経由で出願人に、議定書に基づいた保護認容声明というものを送付しております。これはJ P OからW I P Oへの送付は電子的に実施しています。

次のスライドをご覧ください。現行制度の概要になります。簡単に御説明しますと、出願人は、本国官庁を通じてW I P O国際事務局に願書を提出するわけですが、このときに一段階目の手数料を納付するということでございます。日本を指定した者については、J P Oで審査した後、拒絶理由がない、登録すべきというものについては、議定書に基づいた保護認容声明、これは青い矢印ですが、これを電子媒体でW I P O国際事務局を経由して出願人に送付しています。もう一方で赤い矢印になりますが、国内法に基づいて登録査定の謄本を国際郵便で送付しております。これは国内に代理人がいる場合は、先ほども御説明しましたが、国内の代理人へ送付しますが、この図の場合は代理人がいない前提となっております。そして、それを受け取った出願人は二段階目の手数料を納付して、設定登録される、これが現行のフローとなっております。

次のスライドをご覧ください。問題の所在ということで、まず手数料の納付方法でございます。手数料の二段階納付が議定書上認められておりますが、実は締約国 106 カ国のうち二段階納付を採用している国は、日本、ブラジル、キューバの 3 カ国のみとなっております。そして二段階目の納付行為が必要となることについて、出願人に追加的な事務負担が生じています。二段階目の納付の手続を忘れると、みなし取り下げということになりますが、それが年間約 700 件程度発生しております。また、この 3 カ国の二段階納付の採用国のために、W I P O国際事務局において事務負担が生じている現状でございます。

少し過去の経緯を御説明しますと、日本がマドリッド協定議定書に加盟した当初ですが、その当時は制度として一括納付の制度しかございませんでした。ですので、日本は加盟当初、一括納付制度を採用していました。ただ、その後 2001 年、平成 13 年の議定書規則改正によって二段階納付制度を選択することが可能になりました。そこで当時日本は、手数料が高額であったことと、マドリッド制度の利用促進のため二段階納付制度を採用しました。しかし今となっては、ユーザーにとって事務上の負担が大きいのではないかと考えております。

続きまして、登録査定の謄本の送達方法でございます。商標登録の許可という 1 つの事象に対して、先ほどから御説明しているように保護認容声明と登録査定の謄本の送達という、二重の事務手続が発生している現状でございます。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の国について国際郵便の引き受けが停止されて、登録査定の謄

本を送送できない事例が発生しました。

次のスライドをご覧ください。対応の方向性でございます。出願人の手続負担の軽減、W I P O国際事務局及びJ P Oの事務処理負担の軽減、そして国際的な手続調和を推進する観点から、日本においても一括納付制度を再度採用してはどうかと考えております。

一括納付制度を採用した場合ですが、これは国際標準にあわせて、万が一拒絶査定となった案件についても、手数料の返還はしないという整理にしたいと考えております。日本の手数料は、今は特別高いわけでもなく標準的でございますし、他の締約国では拒絶査定の場合、返還請求制度は設けられていない実情もございます。また、マドプロ出願は、最終的に登録査定となる割合が85%程度あることから、返還請求制度は設けない方向で考えております。

返還請求制度のところ、マドプロとハーグ制度に基づく意匠出願の比較については、最後に参考資料がございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、登録査定の謄本の送達方法でございます。今般、国際郵便の引き受けが停止したということ、そして、二段階目の手数料の納付行為の契機となっていた登録査定ですが、一段階納付となることも踏まえて、マドプロに係る登録査定の送付手段を見直して、登録査定の謄本の送達手続を国際事務局を経由した手続に一本化してはどうかと考えております。

次のスライドをご覧ください。見直し後のフローになっております。日本を指定する出願人の方は、海外の知財庁である本国官庁を経由して、W I P O国際事務局に願書を提出するときに、手数料を一括して納付することになります。そしてJ P Oでマドプロ案件の審査をして、拒絶理由がない、登録すべきとなった場合は、登録査定の謄本と保護認容声明を電子媒体でW I P O国際事務局を通じて、一本化して出願人に送付したらどうかという御提案でございます。このとき国内に代理人がいた場合も、W I P Oへの登録査定の謄本の送付で一本化したいと考えております。

以上で御説明を終わります。ありがとうございました。

○田村委員長　ありがとうございました。

それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。これまでの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたら、お願いいたします。

本多委員お願いします。

○本多委員　御説明いただきまして、ありがとうございます。代理人として、二段階納付

の廃止については大変歓迎させていただきたいと思っております。二段階納付導入当時は大変登録料も高くございましたが、現在ではそういったことも気にならなくなっております。返還手続についても、多くの場合は不要という案件をいただいております。その手続をする手間を考えるよりは、返還登録料はさほどではなくなっているという現況を鑑み、そのように考えております。

ただし、代理人がいる場合に、全く通知がこないことになってしまうことは、強く反対させていただかざるを得ないと考えております。代理人がいるということは、多くの場合は拒絶対応を代理人が行っております。その場合に拒絶対応を行ったにもかかわらず、全くフィードバックなく、W I P Oを通じて知らなければならなくなります。現在の状況においてW I P Oの反映がそうすぐにはございません。マドリッドモニター等で確認することは可能ですが、その場合は手続的な期間を待つことが必要となります。

当該件に限らず、その他のケースとの関連で代理人として動きが必要とされるものもございますので、代理人がとった手続に対する回答を、どんな形でも結構でございますので、いただければ幸いに存じます。例えばEメール、その他の形で結構ですので、何らかのフィードバックをいただきたいというのが代理人としての意見でございます。よろしくお願いいたします。

○田村委員長 事務局はいかがでしょう。

○諏訪国際意匠・商標出願室長 国際意匠・商標出願室長の諏訪と申します。よろしくお願いいたします。御意見に対して御回答します。

まず登録査定の際の膳本に関しては、今後は国際事務局経由の送付で一本化したいと考えておりまして、代理人様の通知に関する御要望につきましては、まずマドリッドモニターに対しては、W I P Oに対して今後機能改善というものも要望していきたいと思っております。それから、登録査定後に何らかの通知をいただきたいという御要望ですが、紙がいいのか電子でいいのかという議論があると思いますので、皆様の御要望を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○本多委員 ありがとうございます。他国におきましても、アメリカ、中国、韓国、シンガポール、ロシア、ドイツ等、ざっと調べただけでもW I P O及び国内代理人双方に通知している国はまだ多いので、是非とも積極的に御検討いただきたいと思います。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この方向で考えるということで、よろしくお願いいたします。

5. 特許法改正論点の商標法への波及について

○田村委員長 それでは、続きまして、「特許法改正論点の商標法への波及について」、資料5を基に事務局より御説明いただきたいと思います。その後、質疑に移りたいと思います。

○高橋審判企画室長 審判企画室長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料5の特許法改正論点の商標法への波及について御説明したいと思います。このお話ですけれども、特許法で改正を予定しているのですが、商標については制度は変えない考えです。ただ、そのための法的手当てが必要ですので、その点について御意見を伺いたいということでございます。

1 ページ目ですが、特許制度小委員会における議論について御紹介したいと思います。近年、特許権のライセンスについて、1対1というようなシンプルな態様から、多数対多数という複雑な態様への変化が加速しております。ライセンスの相手方も多様な方になってきている状況がございます。このような状況を踏まえまして、昨年の秋頃から、産業界の皆様から御要望がございまして、特許制度小委員会のほうで特許法127条の訂正審判等について、通常実施権者の承諾の可否をどうするのかという点を検討いただいております。

次に2 ページ目ですが、これまで特許制度小委員会においてあった議論の紹介になります。まず、多数の通常実施権者から承諾を得るのは大変であるという御意見がありました。また、訂正というのは、無効審判や無効抗弁に対して、特許権者がその特許権を守るための防御手段として機能するのですが、その手段が奪われるのは問題ではないかという御指摘がありました。さらに、訂正によって通常実施権者の法的な利益は害されることはないのではないかという御意見もございました。

これらの御意見を踏まえまして、今年7月の中間とりまとめにおいて、訂正審判等において通常実施権者の承諾を不要とする方向で検討を進めることになっております。

これに沿って我々は検討しているところですが、3 ページ目にあるように、同様の条文で特許権の放棄という条文がございます。この条文について、通常実施権者の承諾の可否をどうするかということで検討しておりまして、つい先日の2日の特許制度小委員会でも、この点について御議論いただきました。

その議論において、通常実施権者は、不作為請求権、すなわち特許権者から差止めとか損害賠償請求を受けない地位を持っているということであって、その利益が果たして特許権の放棄によって害されるか否かを検討したところ、実施の継続という法的な利益が害されるおそれはないであろうということで、訂正と同様にこちらについても、通常実施権者の承諾を不要とする方向で議論が収れんしつつあると思っております。

以上が特許制度小委員会における議論の紹介となりますが、本日、商標制度小委員会の皆様に御議論いただきたいのは、同様の点について商標法の手当てをどうするかということでございます。

4 ページ目は、特許法 97 条を準用する商標法 35 条です。商標権者が商標権を放棄するときは、通常使用権者等の承諾が必要とされているのですが、こちらについてどうするかということになります。特許と商標は少し法的な目的等が違っておりまして、商標は、商標の使用上の信用の維持という観点と需要者の利益の保護という観点もございます。もう 1 つ大きなところとしては、商標権が放棄されたとしても、第三者は全く同じ商標権について取得することが可能で、通常使用権者は商標を使用し続けるという法的な利益が守れない、不利益があり得るということもございまして、やはり特許とは事情が違うであろうと考えております。

したがって、今般、商標法については、商標権の放棄に当たって、通常使用権者の承諾を必要としているところを変えない考えなのですが、もともと準用している特許法が変わります。制度自体は変わらないのですが、条文のつくりについて手当てさせていただきたいということが今回の御提案となります。この点について御意見いただければ幸いです。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。これまでの御説明につきまして、御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

江幡委員どうぞよろしくお願いいたします。

○江幡委員 江幡です。1 つだけ確認のための質問をさせていただきたいのですが、現在の特許権等の放棄、特許法 97 条の条文は、専用実施権者とか質権者、それと通常実施権者ということですが、特許法の改正として想定しているところは、そのうちの通常実施権者だけを承諾を不要とするということで、残りのところは特に変わらないという理解でよろ

しいですか。

○高橋審判企画室長 おっしゃるとおりでして、専用実施権者と質権者については、その特許権の財産価値そのものに利益がございますので、そこは変えないというふうに考えております。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この方向で商標法の手当てをするということで、皆さんの御意見がまとまっていると理解いたしました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議論を終了したいと思います。

最後に、資料6を基に、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 本日は御審議いただきまして、ありがとうございました。

最後になりましたが、資料6をご覧ください。本日4つの件について御議論、御審議いただきました。今回御審議いただいたことを踏まえまして、次回として11月下旬から12月に報告書(案)を御提示させていただきたいと思っております。その御議論を踏まえまして、12月から1月に報告書(案)に関する意見募集、パブリックコメントを行いまして、これは恐らく書面かと思っておりますが、第3回目の1月から2月に報告書(案)を承認していただくことのスケジュールで考えているところでございます。

説明については以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第6回商標制度小委員会を閉会いたします。

本日は、長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会